

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	明石市 予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

明石市長

公表日

令和7年7月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・報告や給付の支給、実費の徴収に対する事務等を行う。
③システムの名称	保健情報管理システムTIARA、住民基本台帳ネットワークシステム、共通宛名システム、共通基盤システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の項番14、126 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	＜情報提供の根拠＞ 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条項番25、26、153 ＜情報照会の根拠＞ 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番25、27、28、29、153
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局あかし保健所保健予防課 / こども局子育て支援室こども健康課
②所属長の役職名	課長 / 課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL078-918-5003
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	明石市福祉局あかし保健所保健予防課 〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7 TEL078-918-5668 明石市こども局子育て支援室こども健康課 〒673-0891 明石市大明石町1丁目6番1号 TEL078-918-5656
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	接種歴等を入力した際は、必ずダブルチェックをするようにしている。情報照会を実施する際は、他者に照会をしないように確認している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民・健康部地域医療課	市民・健康部地域医療課／市民・健康部 健康推進課	事後	
平成28年5月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	小林 与至子	小林 与至子／西澤 美加	事後	
平成28年5月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ連絡先	明石市市民・健康部地域医療課 〒673-0882 明石市相生町2丁目5番15号 ℡078-918-5658	明石市市民・健康部地域医療課 〒673-0882 明石市相生町2丁目5番15号 ℡078-918-5658 明石市市民・健康部健康推進課 〒673-0882 明石市相生町2丁目5番15号 ℡078-918-	事後	
平成28年10月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる提供 ②法令上の根拠	情報提供の根拠:なし 情報照会の根拠:番号法第19条第7号及び別表第二の17,18,19の項	情報提供の根拠:番号法第19条第7号及び別表第二の16-2の項 情報照会の根拠:番号法第19条第7号及び別表第二の16-2,17,18,19の項 番号法別表第二の省令第13条	事前	
平成28年10月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2015/6/30	2016/6/30	事前	
平成28年10月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2015/6/30	2016/6/30	事前	
平成29年5月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる提供 ②法令上の根拠	情報提供の根拠:番号法第19条第7号及び別表第二の16-2の項 情報照会の根拠:番号法第19条第7号及び別表第二の16-2,17,18,19の項 番号法別表第二の省令第13条	情報提供の根拠:番号法第19条第7号及び別表第二の16-2の項 番号法別表第二の省令第12-2条 情報照会の根拠:番号法第19条第7号及び別表第二の16-2,17,18,19の項 番号法別表第二の省令第12-2条,第12-3条,第13条,第13-2条	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民・健康部 地域医療課／市民・健康部 健康推進課	市民生活局 健康医療室 地域医療課／福祉局 子育て支援室 こども健康課	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	小林 与至子／西澤 美加	小林 与至子／春田 幸子	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	明石市政策部市民相談室行政情報センター	明石市政策局市民相談室行政情報センター	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ連絡先	明石市市民・健康部地域医療課 〒673-0882 明石市相生町2丁目5番15号 ℡078-918-5658 明石市市民・健康部健康推進課 〒673-0882 明石市相生町2丁目5番15号 ℡078-918-5656	明石市市民生活局健康医療室地域医療課 〒673-0882 明石市相生町2丁目5番15号 ℡078-918-5658 明石市福祉局子育て支援室こども健康課 〒673-0891 明石市大明日町1丁目6番1号 ℡078-918-5656	事後	
平成30年5月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民生活局健康医療室地域医療課／福祉局子育て支援室こども健康課	福祉局あかし保健所保健予防課／福祉局子育て支援室こども健康課	事後	
平成30年5月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ連絡先	明石市市民生活局健康医療室地域医療課 〒673-0882 明石市相生町2丁目5番15号 ℡078-918-5658 明石市福祉局子育て支援室こども健康課 〒673-0891 明石市大明日町1丁目6番1号 ℡078-918-5656	明石市福祉局あかし保健所保健予防課 〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7 ℡078-918-5668 明石市福祉局子育て支援室こども健康課 〒673-0891 明石市大明日町1丁目6番1号 ℡078-918-5656	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉局あかし保健所保健予防課 ／ 福祉局子育て支援室こども健康課	福祉局あかし保健所保健予防課 ／ こども局子育て支援室こども健康課	事後	重要な変更にあたらないため。(組織改正による修正)
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	小林 与至子 ／ 春田 幸子	課長 ／ 課長	事後	重要な変更にあたらないため。(様式変更に伴う変更)
令和1年6月21日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ連絡先	明石市福祉局あかし保健所保健予防課 〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7 ℡078-918-5668 ／ 明石市福祉局子育て支援室こども健康課 〒673-0891 明石市大明日町1丁目6番1号 ℡078-918-5656	明石市福祉局あかし保健所保健予防課 〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7 ℡078-918-5668 ／ 明石市こども局子育て支援室こども健康課 〒673-0891 明石市大明日町1丁目6番1号 ℡078-918-5656	事後	重要な変更にあたらないため。(組織改正による修正)
令和1年6月21日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	重要な変更にあたらないため。(様式変更に伴う追加)
令和1年6月21日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手	(新規)	十分である	事後	重要な変更にあたらないため。(様式変更に伴う追加)
令和1年6月21日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の利用	(新規)	十分である	事後	重要な変更にあたらないため。(様式変更に伴う追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	Ⅳリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取り扱いの委託	(新規)	十分である	事後	重要な変更にあたらな いため。(様式変更に伴う追加)
令和1年6月21日	Ⅳリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転	(新規)	提供・移転しない	事後	重要な変更にあたらな いため。(様式変更に伴う追加)
令和1年6月21日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続	(新規)	十分である	事後	重要な変更にあたらな いため。(様式変更に伴う追加)
令和1年6月21日	Ⅳリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去	(新規)	十分である	事後	重要な変更にあたらな いため。(様式変更に伴う追加)
令和1年6月21日	Ⅳリスク対策 8. 監査	(新規)	○自己点検 ○内部監査	事後	重要な変更にあたらな いため。(様式変更に伴う追加)
令和1年6月21日	Ⅳリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	重要な変更にあたらな いため。(様式変更に伴う追加)
令和2年6月18日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	福祉局あかし保健所保健予防課 / 福祉局 子育て支援室こども健康課	感染対策局あかし保健所保健予防課 / こ ども局子育て支援室こども健康課	事後	重要な変更にあたらな いため。(組織改正による修正)
令和2年6月18日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問合せ 連絡先	明石市福祉局あかし保健所保健予防課 〒 674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4 番地の 7 TEL078-918-5668 / 明石市こ ども局子育て支援室こども健康課 〒673-0891 明 石市大明石町1丁目6番1号 TEL078-918- 5656	明石市感染対策局あかし保健所保健予防課 〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁 目4番地の7 TEL078-918-5668 / 明石市こ ども局子育て支援室こども健康課 〒673-0891 明石市大明石町1丁目6番1号 TEL078-918- 5656	事後	重要な変更にあたらな いため。(組織改正による修正)
令和3年2月22日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に 基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で 定めるものについて、市内に居住する者に対し予 防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管 理・報告や給付の支給、実費の徴収に対する事 務等を行う。	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及 び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成 24年5月11日法律第31号)に基づき、A類疾病 及びB類疾病のうち政令で定めるものについ て、市内に居住する者に対し予防接種を実施す るとともに、接種歴等の情報管理・報告や給付 の支給、実費の徴収に対する事務等を行う。	事後	
令和3年2月22日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	「行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用に関する法律(平成25年法律 第27号)」(以下「番号法」という。)第9条第1項 及び別表第一の10の項 「行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)」第10条	「行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用に関する法律(平成25年法律 第27号)」(以下「番号法」という。)第9条第1項 及び別表第一の10、93の2の項 「行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)」第10条、第67条の2	事後	
令和3年2月22日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供の根拠: 番号法第19条第7号及び別 表第二の16-2の項 番号法別表第二の省令第 12-2条 情報照会の根拠: 番号法第19条第7号及び別 表第二の16-2,17,18,19の項 番号法別表第二 の省令第12-2条、第12-3条、第13条、第13-2条	情報提供の根拠: 番号法第19条第7号及び別 表第二の16-2、16-3、115-2の項 番号法別表 第二の省令第12の2条、第12の2の2条、第59の 2条 情報照会の根拠: 番号法第19条第7号及び別 表第二の16-2、17、18、19、115-2の項 番号 法別表第二の省令第12の2条、第12の3条、第 13条、第13の2条、第59の2条	事後	
令和3年11月30日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及 び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成 24年5月11日法律第31号)に基づき、A類疾病 及びB類疾病のうち政令で定めるものについ て、市内に居住する者に対し予防接種を実施す るとともに、接種歴等の情報管理・報告や給付 の支給、実費の徴収に対する事務等を行う。	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及 び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成 24年5月11日法律第31号)に基づき、A類疾病 及びB類疾病のうち政令で定めるものについ て、市内に居住する者に対し予防接種を実施す るとともに、接種歴等の情報管理・報告や給付 の支給、実費の徴収に対する事務等を行う。 ＜新型コロナワクチンのみに係る内容＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券を登録し、予防接種 の実施後に接種記録等を登録・管理、他市区 町村へ接種記録の照会・提供を行う。また、予 防接種の実施後に、接種者からの申請に基づ き、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。	事前	
令和3年11月30日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	WEL-MOTHER保健所システム、共通宛名シス テム、共通連携システム、統合宛名システム、 中間サーバー	保健情報管理システムTIARA、共通宛名シス テム、共通基盤システム、団体内統合宛名シス テム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム (VRS)	事前	システム再構築に係る重要な 変更
令和3年11月30日	Ⅰ 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	WEL-MOTHER保健所システムファイル	予防接種事務ファイル	事前	システム再構築に係る重要な 変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の10、93の2の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）」第10条、第67条の2	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の10、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）」第10条、第67条の2 ＜新型コロナワクチンのみに係る内容＞ 番号法第19条第15号（ワクチン接種記録システム（VRS）を用いた情報提供・照会のみ） 番号法第19条第5号（ワクチン接種記録システム（VRS）内のデータを管理する委託事業者への提供）	事前	システム再構築に係る重要な変更
令和3年11月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供の根拠：番号法第19条第7号及び別表第二の16-2、16-3、115-2の項 番号法別表第二の省令第12-2条、第12-2-2条、第59-2条 情報照会の根拠：番号法第19条第7号及び別表第二の16-2、17、18、19、115-2の項 番号法別表第二の省令第12-2条、第12-3条、第13条、第13-2条、第59-2条	＜情報提供の根拠＞ 番号法第19条第7号及び別表第二の16の2、16の3、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第12条の2、第12条2の2、第59条の2 ＜情報照会の根拠＞ 番号法第19条第7号及び別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 （新型コロナワクチンに関する情報については、令和4年6月開始）	事前	システム再構築に係る重要な変更
令和3年11月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	感染対策局あかし保健所保健予防課 / ことも局子育て支援室こども健康課	感染対策局あかし保健所保健予防課 / ことも局子育て支援室こども健康課 / 感染対策局コロナワクチン対策室	事前	システム再構築に係る重要な変更
令和3年11月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 / 課長	課長 / 課長 / 担当課長	事前	システム再構築に係る重要な変更
令和3年11月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ連絡先	明石市感染対策局あかし保健所保健予防課 〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7 ℡078-918-5668 明石市こども局子育て支援室こども健康課 〒673-0891 明石市大石町1丁目6番1号 ℡078-918-5656	明石市感染対策局あかし保健所保健予防課 〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7 ℡078-918-5668 明石市こども局子育て支援室こども健康課 〒673-0891 明石市大石町1丁目6番1号 ℡078-918-5656 明石市感染対策局コロナワクチン対策室 〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7 ℡078-918-5674	事前	システム再構築に係る重要な変更
令和3年11月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	10万人以上30万人未満	30万人以上	事前	システム再構築に係る重要な変更
令和3年11月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつの時点の計数か	平成28年6月30日時点	令和3年7月31日時点	事前	システム再構築に係る重要な変更
令和3年11月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつの時点の計数か	平成28年6月30日時点	令和3年7月31日時点	事前	システム再構築に係る重要な変更
令和3年11月30日	Ⅲしきい値判断結果 しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	事前	システム再構築に係る重要な変更
令和3年11月30日	Ⅳリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事前	システム再構築に係る重要な変更
令和3年11月30日	Ⅳリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	〔○〕提供・転移しない	〔 〕提供・転移しない	事前	システム再構築に係る重要な変更
令和3年11月30日	Ⅳリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	システム再構築に係る重要な変更
令和4年8月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の10、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第10条、第67条の2 ＜新型コロナワクチンのみに係る内容＞ 番号法第19条第15号（ワクチン接種記録システム（VRS）を用いた情報提供・照会のみ） 番号法第19条第5号（ワクチン接種記録システム（VRS）内のデータを管理する委託事業者への提供）	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の10、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第10条、第67条の2 ＜新型コロナワクチンのみに係る内容＞ 番号法第19条第16号（ワクチン接種記録システム（VRS）を用いた情報提供・照会のみ） 番号法第19条第6号（ワクチン接種記録システム（VRS）内のデータを管理する委託事業者への提供）	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> 番号法第19条第7号及び別表第二の16の2、16の3、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条2の2、第59条の2 <情報照会の根拠> 番号法第19条第7号及び別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 (新型コロナワクチンに関する情報については、令和4年6月開始)	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号及び別表第二の16の2、16の3、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条2の2、第59条の2 <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号及び別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	
令和4年8月18日	II しいき値判断項目 1. 対象者数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつの時点の計数か	令和3年7月31日時点	令和4年4月30日時点	事後	
令和4年8月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつの時点の計数か	令和3年7月31日時点	令和4年4月30日時点	事後	
令和5年6月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健情報管理システムTIARA、共通宛名システム、共通基盤システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	保健情報管理システムTIARA、住民基本台帳ネットワークシステム、共通宛名システム、共通基盤システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	記載漏れのため追記(全項目評価書には記載あり)
令和5年6月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	感染対策局あかし保健所保健予防課 / ことも局子育て支援室こども健康課 / 感染対策局コロナワクチン対策室	福祉局あかし保健所保健予防課 / ことも局子育て支援室こども健康課	事後	重要な変更にあたらなため。(組織改正による修正)
令和5年6月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 / 課長 / 担当課長	課長 / 課長	事後	重要な変更にあたらなため。(組織改正による修正)
令和5年6月16日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ連絡先	明石市感染対策局あかし保健所保健予防課 〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7 ℡078-918-5668 明石市こども局子育て支援室こども健康課 〒673-0891 明石市大明石町1丁目6番1号 ℡078-918-5656 明石市感染対策局コロナワクチン対策室 〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7 ℡078-918-5674	明石市福祉局あかし保健所保健予防課 〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7 ℡078-918-5668 明石市こども局子育て支援室こども健康課 〒673-0891 明石市大明石町1丁目6番1号 ℡078-918-5656	事後	重要な変更にあたらなため。(組織改正による修正)
令和6年8月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の10、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2 <新型コロナワクチンのみに係る内容> 番号法第19条第16号(ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(ワクチン接種記録システム(VRS)内のデータを管理する委託事業者への提供)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の項番14、126 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2 <新型コロナワクチンのみに係る内容> 番号法第19条第16号(ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(ワクチン接種記録システム(VRS)内のデータを管理する委託事業者への提供)	事後	軽微な修正(法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号及び別表第二の16の2、16の3、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条2の2、第59条の2 <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号及び別表第二の16の2、17、18、19、115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条項番25、26、153 <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番25、27、28、29、153	事後	軽微な修正(法改正に伴うもの)
令和6年9月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・報告や給付の支給、実費の徴収に対する事務等を行う。 <新型コロナワクチンのみに係る内容> ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券を登録し、予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。また、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・報告や給付の支給、実費の徴収に対する事務等を行う。	事前	VRSの機能停止に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健情報管理システムTIARA、住民基本台帳ネットワークシステム、共通宛名システム、共通基盤システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	保健情報管理システムTIARA、住民基本台帳ネットワークシステム、共通宛名システム、共通基盤システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事前	VRSの機能停止に伴う修正
令和6年9月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の項番14、126 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2 <新型コロナワクチンのみに係る内容> 番号法第19条第16号(ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(ワクチン接種記録システム(VRS)内のデータを管理する委託事業者への提供)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の項番14、126 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2	事前	VRSの機能停止に伴う修正
令和7年7月16日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	(新規)	[]適用した	事後	軽微な修正(様式変更に伴うもの)
令和7年7月16日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	(新規)	[]人手を介在させる作業はない 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か：十分である 判断の根拠：接種歴等を入力した際は、必ずダブルチェックをするようにしている。情報照会を実施する際は、他者に照会をしないように確認している。	事後	軽微な修正(様式変更に伴うもの)
令和7年7月16日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	軽微な修正(様式変更に伴うもの)